

住民監査請求の手引

山口県監査委員事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長、委員会、委員又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第242条）

2 どのような場合に監査請求できるか。（監査対象事項）

監査請求することのできる事項は、次に掲げるような財務会計上の行為又は怠る事実がある場合です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- (5) (1)～(4)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合
- (6) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合（(6)(7)を除く。）は、原則として監査請求することはできません。

3 誰がどのようにして監査請求するのか。

- (1) 監査請求できる人は、行為能力のある山口県民に限ります。（山口県民であるか否かは、住民登録の有無により、当方で確認します。）
- (2) 監査請求する事項について、書面を作成して申し出ることとなっています。（山口県職員措置請求書）
- (3) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。（事実証明書）（例）……新聞記事など
- (4) 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。
- (5) 代理人が持参した場合、請求書が請求人の意思により提出されたものであることを確認するため、代理人に対する請求人の委任状の添付が必要です。

4 請求書はどのように作成するのか。

- (1) 請求書の様式
別添のとおりです。
- (2) 請求の要旨は、次の事項について記載してください。
 - ア 誰が（請求の対象となる者）
 - イ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。（2の監査対象事項参照）
 - ウ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるのか。
 - エ その行為により、どのような損害が生じているのか。
 - オ したがって、どのような措置を請求するのか。

5 個別外部監査とは。

住民監査請求をするに当たって、監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を請求するものです。（地方自治法第252条の43第1項）

この場合、請求書に、4の(2)の事項に加え、監査委員に代えて個別外部監査人による監査が必要な理由を記載してください。